

令和 7 年 定例会
防災県土整備企業常任委員会
提 出 資 料

○ 所管事項

- I 工業用水道料金の見直しについて ······ 2

令和 7 年 12 月 12 日
企 業 庁

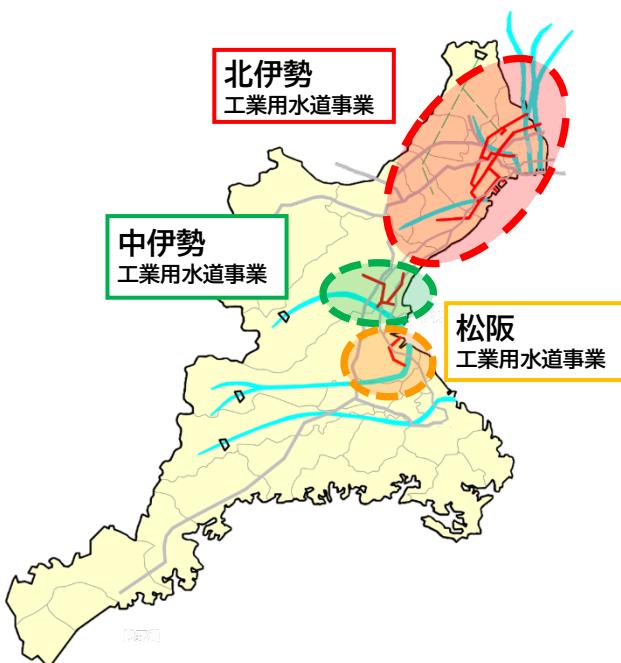
I 工業用水道料金の見直しについて

1 現行の工業用水道料金

企業庁では、北伊勢、中伊勢、松阪工業用水道事業の3事業を運営し、県内95社107工場へ工業用水を直接供給しています。

(令和7年12月1日現在)					
事業名	給水区域	給水工場数	水源	給水能力(m ³ /日)	契約水量(m ³ /日)
北伊勢	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社 81工場	長良川 三重用水 員弁川 木曽川 総合用水	840,000	726,140
中伊勢	津市	17社 19工場	雲出川	33,000	17,300
松阪	松阪市	7社 7工場	櫛田川	38,500	38,500

※ 給水区域は現在給水している区域



料金の算定は、「工業用水道料金算定要領（経済産業省）」に基づき、工業用水の供給に係る費用を料金収入で賄う総括原価方式により行っており、5年ごとに見直しを行っています。

また、企業庁では、ユーザーの節水などの努力が反映出来るよう、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

前回の見直しでは、令和3年度から令和7年度までの5年間について、この間の収支が均衡する見通しであったことから3事業とも料金を据え置きました。

【現行料金】

単位：円/m³

事業名	基本料金	使用料金	超過料金
北伊勢	14.5	4.0	37.0
中伊勢	27.4	2.0	58.8
松阪	14.9	1.1	32.0

しかしながら、近年の物価高騰等の影響により、3事業全体の収支は5年間の累計で3億円余の純損失となる見込みです。

【現行料金算定期間（R3～R7）の収支の状況】

単位:百万円

年 度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 [12月補正後]	計
損 益	収益的収入	5,779	5,800	5,834	5,870	5,646	28,929
	収益的支出	5,390	5,710	5,757	6,043	6,358	29,258
	純 損 益	389	90	77	▲173	▲712	▲329

2 次期工業用水道料金（案）

令和8年度から令和12年度までの5年間の次期料金算定にあたっては、費用の削減にも配慮しつつ耐震化や老朽化対策などの取組を反映するとともに、物価等の上昇も考慮して料金案を検討しました。

その結果、北伊勢及び松阪工業用水道については、下表のとおり現行料金を改定したいと考えています。

一方、中伊勢工業用水道については、新規ユーザーによる需要の拡大等により収支が均衡する見込みであるため、現行料金を据え置きたいと考えています。

【次期料金案】

単位：円/m³

区分 事業名		現行料金 (①)	次期料金案 (②)	増減 (③=②-①)	増減率 (④=③/①)
北 伊 勢	基本料金	14.5	16.8	+2.3	
	使用料金	4.0	6.0	+2.0	
	計	18.5	22.8	+4.3	+23%
	超過料金	37.0	45.6	+8.6	
中 伊 勢	基本料金	27.4	27.4	±0.0	
	使用料金	2.0	2.0	±0.0	
	計	29.4	29.4	±0.0	±0%
	超過料金	58.8	58.8	±0.0	
松 阪	基本料金	14.9	18.5	+3.6	
	使用料金	1.1	2.1	+1.0	
	計	16.0	20.6	+4.6	+29%
	超過料金	32.0	41.2	+9.2	

3 ユーザーへの説明

ユーザーの皆様へは、近年の物価高騰など費用の増加要因や将来計画に係る費用削減の検討状況などを説明会や個別訪問において丁寧に説明した結果、安定供給を確保するための料金改定はやむを得ないとのご理解をいただきました。

また、北伊勢工業用水道では、安定的な取水が困難な施設で計画していた改良を取りやめて費用の削減を図り、その能力（18万m³/日）に相当する契約水量の減量を行うことについてもご理解いただいているます。

4 今後のスケジュール

今後、国との協議を行ったうえで、令和8年4月1日から新料金を適用するため、令和8年三重県議会定例会2月定例月会議に「三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案」を提出します。

＜参考1＞工業用水道料金の算定方法

（1）基本料金（固定的経費）

$$\text{基本料金} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目}}{\text{基本使用水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{料金算定期間}}$$

（注）ア 経 費： 人件費、修繕費、負担金、その他維持管理費
イ 減価償却費： 固定資産の価値減耗費
ウ 支 払 利 息： 企業債の支払利息
エ 控 除 項 目： 施設使用料、公舎等貸下料、受取利息、長期前受金戻入

（2）使用料金（変動的経費）

$$\text{使用料金} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費}}{\text{使用水量 (m}^3/\text{日}) \times \text{料金算定期間}}$$

※使用水量＝基本使用水量－休止水量

（注）オ 動 力 費： 取水、導水、浄水、配水に係る電力費
（消費電力料金及び契約電力料金）
カ 薬 品 費： 浄水処理に必要な薬品費
キ 汚泥処理費： 汚泥脱水機の運転管理や汚泥処分等の汚泥処理費
ク 休 止 水 量： 使用者が企業庁に工業用水の使用の全部または一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

（3）超過料金

$$\text{超過料金} = (\text{基本料金} + \text{使用料金}) \times 2$$

（4）料金算定期間

5年間を基本としています。

<参考2>次期料金算定期間（R8～R12）の収支見通し

(1) 北伊勢工業用水道事業

単位:百万円

区分	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
損益	収益的収入	5,994	5,705	5,552	5,414	5,276	27,940
	収益的支出	5,425	5,404	5,629	5,689	5,643	27,791
	純 損 益	568	300	▲78	▲275	▲367	149

(2) 中伊勢工業用水道事業

単位:百万円

区分	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
損益	収益的収入	250	251	250	249	248	1,248
	収益的支出	238	245	256	255	250	1,245
	純 損 益	12	6	▲6	▲6	▲2	3

(3) 松阪工業用水道事業

単位:百万円

区分	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
損益	収益的収入	293	294	293	292	292	1,463
	収益的支出	223	257	305	329	343	1,458
	純 損 益	70	36	▲12	▲36	▲51	6

<参考3>工業用水道料金の推移

現行料金

事業名	年度	平成2～4年度	平成5～11年度	平成12～17年度	平成18～21年12月	平成22年1月～24年度	平成25～29年度	平成30年度～
北伊勢	基本料金	16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5	14.5
	使用料金	3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0	4.0
	計	19.9	20.5	20.5	20.0	19.0	18.5	18.5
中伊勢	基本料金	20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	27.4
	使用料金	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
	計	22.5	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	29.4
松阪	基本料金	12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金	1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	計	14.0	14.5	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0